宮崎県温泉保護対策指導要綱

平成2年10月16日 平成10年4月1日 平成14年4月1日 令和4年9月1日

宮崎県環境森林部自然環境課

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、温泉の衰退および枯渇が懸念される地域について、温泉保護地域及び温泉準保護地域の指定をし、併せてこれらの地域における温泉のゆう出量の減少、温度の低下、成分の変化等の防止に関し必要な事項を定めることにより、温泉の保護と適正な利用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 温泉 温泉法(昭和23年法律第 125号。以下「法」という。)第2条第1項 に規定する温泉をいう。
 - (2) 泉源 温泉が自然にゆう出するゆう出路が存する土地及び法第3条第1項 の規定による土地の掘削の許可を受けた後、当該許可に係る工事を終了し、 温泉がゆう出するゆう出路が存することとなった土地をいう。
 - (3) 増掘 泉源における土地掘削の深度の増加、揚湯管の口径の拡張、ゆう出口の切り下げ、自然のゆう出口の掘削その他源泉のゆう出路に変更を加えてゆう出量を増加させる目的で行う行為をいう。
 - (4) 温泉水位 温泉ゆう出口内における滞留水位であって、地表面からの深度をいう。
 - (5) 休止泉源 現に反復継続して温泉を採取していない泉源をいう。

第2章 温泉保護地域

(温泉保護地域の指定)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する地域のうち、自然的社会的諸条件からみて その地域の温泉資源を積極的に保護する必要があるものを温泉保護地域として指 定するものとする。
 - (1) 泉源の分布密度が濃厚な地域
 - (2) 現に、泉源における温泉水位、温度若しくはゆう出量の低下が著しく、又は温泉の成分の変化が顕著に現れている地域
 - (3) 現に、又は過去において源泉相互間の影響が顕著に認められている地域
- 2 知事は、温泉保護地域の指定をしようとするときは、あらかじめ宮崎県自然環境保全審議会(温泉部会)の意見を聞くものとする。
- 3 前項の規定は、温泉保護地域の指定の解除及び区域の変更について準用する。
- 4 第1項に規定する温泉保護地域の区域は、別表第1のとおりとする。

(温泉保護地域内における行為の制限)

- 第4条 温泉保護地域内における次に掲げる行為については、これを認めないものとする。ただし、温泉保護地域が指定され、若しくはその地域が拡張された際現に法第3条第1項の規定による土地掘削の許可若しくは法第11条第1項の規定による増掘又は動力の装置の許可を受けている場合、学術研究その他公益上の事由により特に必要があるものとして別に定める場合又は知事がやむを得ない事由があるものとして特に認める場合にあっては、この限りでない。
 - (1) 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削すること。
 - (2) 泉源を増掘すること。
 - (3) 温泉のゆう出量を増加させる目的で動力を装置又は変更すること。
- 2 温泉保護地域内においては、泉源から、別表第2の左欄に掲げる保護地域ごとにそれぞれ同表の中欄に定める量を超えて温泉を採取し、及び同表の右欄に定める時間内に温泉を採取してはならないものとする。ただし、自然に温泉が地表にゆう出する場合、学術研究その他公益上の事由により特に必要があるものとして別に定める場合又は知事がやむを得ない事由があるものとして特に認める場合にあっては、この限りでない。
- 3 温泉保護地域内においては、温泉を浴用又は飲用の目的以外に利用しないものとする。ただし、温泉保護地域が指定され、又はその地域が拡張された際現に温泉を浴用又は飲用の目的以外の用途に利用している場合、学術研究その他公益上の事由により特に必要があるものとして別に定める場合又は知事がやむを得ない事由があるものとして特に認める場合にあっては、この限りでない。

(温泉保護地域内における土地掘削工事の着手等)

- 第5条 前条第1項ただし書の規定により法第3条第1項の規定による土地掘削の 許可又は法第11条第1項の規定による増掘の許可を受けた者は、許可の日から1 年以内に工事に着手しなければならない。
- 2 前項に規定する者は、工事着手後1年以上その工事を中止してはならないもの とする。
- 3 前2項の規定に反して、正当な理由なく工事に着手せず、又は工事を中止する 者がある場合には、当該許可を取り消すものとする。

(温泉保護地域内における温泉利用の開始)

第6条 第4条第1項ただし書の規定により法第3条第1項の規定による土地掘削 の許可を受けた者は、工事により温泉がゆう出した場合には、当該工事終了後1 年以内に、土地掘削の申請書に記載した利用目的に従った利用を開始するよう努 めなければならない。

(温泉保護地域内における休止泉源の取扱い)

- 第7条 温泉保護地域内において5年を経過した休止泉源は、この要綱の適用に関しては、原則として泉源とみなさないものとする。
- 2 温泉保護地域内において前項の規定により泉源とみなさない休止泉源を有する者(その土地の使用収益権を有する者を含む。)は、ゆう出路を埋め戻す等の措置を講じて、温泉採取ができないようにするものとする。

第3章 温泉準保護地域

(温泉準保護地域の指定)

第8条 次の各号のいずれかに該当する地域のうち、自然的社会的諸条件からみて その地域の温泉資源を温泉保護地域の保護の態様に準じて保護する必要があるも

- のを温泉準保護地域として指定するものとする。
- (1) 温泉保護地域に隣接する地域
- (2) 現に、源泉における温泉水位、温度若しくはゆう出量の低下があり、又は 温泉成分の変化が現れている地域
- (3) 現に、又は過去において源泉相互間の影響が認められている地域

(温泉準保護地域内における行為の制限)

- 第9条 第4条第1項の規定は、温泉準保護地域について準用する。この場合において、同項中「温泉保護地域」とあるのは「温泉準保護地域」と、同項第1号中「土地」とあるのは「別表第4に掲げる地域ごとにそれぞれ同表に掲げる既存泉源からの距離の範囲内に存する土地」と読み替えるものとする。
- 2 温泉準保護地域内の泉源から温泉を採取する者は、当該温泉採取の量を必要最 小限度のものとするよう努めるものとする。
- 3 知事は、温泉準保護地域内における法第11条第1項の規定による増掘又は動力 の装置の許可をする場合は、温泉の採取量を測定する水量メーターの設置を許可 の条件とするものとする。
- 4 知事は、温泉準保護地域内において泉源から温泉を採取する者に対し必要があると認めるときは、法第12条の規定により温泉採取制限を命じるものとする。

(温泉準保護地域内における土地掘削の許可の際の条件等)

第10条 第5条の規定は、温泉準保護地域について準用する。この場合において、 同条第1項中「前条第1項」とあるのは「第9条第1項の規定において準用する 第4条第1項」と読み替えるものとする。

(温泉準保護地域内における温泉利用の開始)

第11条 第6条の規定は、温泉準保護地域について準用する。この場合において、 同条中「第4条第1項」とあるのは「第9条第1項の規定において準用する第4 条第1項」と読み替えるものとする。

(温泉準保護地域内における休止泉源の取扱い)

- 第12条 温泉準保護地域内において、温泉準保護地域が指定された日又はその地域が拡張された日以後の日から起算して5年を経過した休止泉源は、この要綱の適用に関しては、原則として泉源とみなさないものとする。
- 2 第7条第2項の規定は、温泉準保護地域について準用する。

第4章 雑則

(委任)

第13条 この要綱に定めがあるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、 別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成2年10月16日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に温泉保護地域内において休止泉源であるものについては、 第7条の規定中「5年」とあるのは、「10年」として、同条の規定を適用する。た だし、この要綱施行の日から起算して5年を経過した休止泉源については、この 限りでない。

KH BII

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表第1 温泉保護地域(第3条関係)

地域名	地域の範囲
えびの市京町	えびの市大字向江の一部で別図に示された地域

別表第2 温泉保護地域内における温泉採取量制限の範囲(第4条関係)

		19-9 10107
地域名	温泉採取量の上限	温泉採取ができない
		時間
えびの市京町	次の各号に掲げる施設の利用の形態に応じ	午前0時から
	て、それぞれ当該各号に掲げる採取量とする。	午前5時まで
	(1) 旅館 100リットル/分	
	(2) 公衆浴場 80リットル/分	
	(3) 自家用(従業員用のものを含む。)	
	40リットル/分	
	(4) 病院 診療の形態、病床数等を勘案して	
	別に定める。	
	(5) 公共施設(国及び地方公共団体が設置す	
	るものに限る。)利用の形態、施設の規模	
	を勘案して別に定める。	
	(6) 前各号に掲げる施設以外の施設 第1号	
	から第3号までに掲げる施設との均衡を考	
	慮して別に定める。	

別表第3 温泉準保護地域(第8条関係)

地域名	地域の範囲	
えびの市真幸・加久藤	えびの市大字内竪、浦、岡松、亀沢、島内、水流、向江及び	
	柳水流の一部で別図に示された区域	
えびの市吉田	えびの市大字昌明寺の一部で別図に示された地域	

別表第4 温泉準保護地域内で温泉をゆう出させる目的で土地を掘削することを認めない土地の範囲(第9条関係)

地域名	既存泉源からの距離
えびの市真幸・加久藤	300メートル
えびの市吉田	50メートル

